

平成 28 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社デザインワン・ジャパン 代表者名 代表取締役社長 高畠 靖雄 (コード番号:6048 東証マザーズ) 問合せ先 取締役コーポレートデザイン室長 原口 聡史 (TEL. 03-6421-7438)

# 株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成28年7月25日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部または第 二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東 京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

記

#### I. 株式売出し

- 1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)
  - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 820,000 株 種 類 及 び 数
  - (2) 売 出 人 及 び 高畠 靖雄 500,000 株 売 出 株 式 数 高畠 昭雄 280,000 株
  - 売 出 株 式 数 高畠 昭雄 280,000 株
     田中 誠 40,000 株
     (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有何
  - (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則 第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 8 月 1 日(月)から平 成 28 年 8 月 3 日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等 決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立 つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨 て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)
  - (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」 と総称する。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
    - 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)を差し引いた額の総額とする。
  - (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後 の日まで。
  - (6) 受 渡 期 日 平成28年8月12日(金)
  - (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
  - (8) 申込株数単位 100株
  - (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長高島靖雄に一任する。

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成された ものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、 投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (10) 本株式の売出しについては、平成28年7月25日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (後記<ご参考>2. をご参照)
  - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 123,000 株

種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取 引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロ ットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。 売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決 定される。

- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の 買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みず ほ証券株式会社が当社株主から 123,000 株を上限として借入れる 当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成28年8月12日(金)
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定について は、代表取締役社長 高畠 靖雄に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、平成28年7月25日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出し も中止する。

### くご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これは、当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 株式売出し 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 123,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、123,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成28年8月26日(金)を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年8月26日(金)までの間(以下「シンジケートカ

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成された ものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、 投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。 バー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる 売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通 株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である高畠 靖雄、高畠 昭雄及び田中 誠並びに当社株主である株式会社ティーエーケーは、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成された ものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、 投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### Ⅱ. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の株式 売出しに伴い、主要株主である高畠昭雄が主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

# 2. 異動する株主の概要

 (1) 氏名
 高畠 昭雄

 (2) 住所
 東京都品川区

(3) 当社との関係 取締役エキテン事業本部長

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

|                             | 議決権の数<br>(所有株式数)             | 総株主の議決権の<br>数に対する割合 | 大株主順位 |
|-----------------------------|------------------------------|---------------------|-------|
| 異動前<br>(平成 28 年 7 月 25 日現在) | 10, 200 個<br>(1, 020, 000 株) | 13.66%              | 第3位   |
| 異動後                         | 7, 400 個<br>(740, 000 株)     | 9.91%               | 第3位   |

(注) 1 総株主の議決権の数に対する割合は、平成28年2月29日現在の総議決権の数 74,694個 を基準に算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

600株

平成28年2月29日現在の発行株式総数

7,470,000株

2 大株主順位は、平成28年2月29日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

### 4. 異動予定年月日

平成28年8月12日(金)(前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出しにおける受渡期日)

## 5. 今後の見通し

本異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成された ものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、 投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。